

佐賀県スポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.sagaken-sports.com/>

原則	審査項目	自己説明
[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	組織運営に関する中長期基本計画としては、現在、佐賀県が取り組んでいるSSP（SAGAスポーツピラミッド）構想について、当協会も連携して取り組んでおり、基本的に同構想を中長期の基本計画と位置付けている。令和3年度の理事会において「SSP構想（SAGAスポーツピラミッド構想）を共に実現するための取組み」として、その概要及び中長期の基本計画とする旨を報告し、当協会HP上で公表している。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) 団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	当協会の役・職員に関しては、「役・職員等倫理規程」を整備しており、基本的責務や遵守事項等を定めている。また、加盟団体に関しては、「加盟団体規程」を整備しており、法令等の遵守を使命として取り組むことを要件としている。 なお、規程については、当協会HP上で公表している。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	平成25年4月1日の公益財団法人認定と同時に、「公益財団法人佐賀県スポーツ協会定款」を策定、評議員に関すること、役員（理事、監事）に関すること、専門部会の設置及び事務局等に係る規程を整備し、法人運営を行っており、当協会HP上で公表している。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	平成25年4月1日の公益財団法人認定と同時に、「事務局の組織規程」を整備、また、「職員就業規程」、「公印規程」、「決裁規程」、「文書規程」などを整備しており、これに基づき、組織運営を行っている。規程については、当協会HP上で公開している。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	平成25年4月1日の公益財団法人認定後、規程の見直しを行い、「役員等の報酬等及び費用に関する規程」を平成27年4月1日に整備をしたところであり、当協会HP上で公開している。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	平成25年4月1日の公益財団法人認定と同時に、「資産管理運用規程」を整備し、本協会の基本財産及びその他の財産に関する維持及び処分等に関する規程を策定しており、当協会HP上で公開している。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	協会の財政的基盤を整えるものとして、SSP基金を造成しており、その基金は幅広い関係者（企業、団体、個人等）から寄付を募ることとしている。当該基金の管理、運営及び使用に関する取扱いについては、「公益財団法人佐賀県スポーツ協会SSP基金管理委員会規程」を整備し、適切な管理を行うこととしている。規程については、当協会HP上で公開している。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	当協定会款第4条第1項第5号において、国民スポーツ大会に参加する競技者の選出に係る事業を行うとしており、選手の選考については、「競技力向上委員会規程」第4条第4号で国民スポーツ大会における選手団の選手・監督の編成に関することを当該委員会の事業として位置付けている。規程については、当協会HP上で公開している。
[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	当協会においては、加盟団体（準加盟団体を含む。）の理事長、事務局長等を対象とする会議を開催し、コンプライアンス教育を実施している。

原則	審査項目	自己説明
[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	国民スポーツ大会に参加する選手・監督等指導者に対しては「コンプライアンス研修会」及び「アンチドーピング研修会」を開催し、コンプライアンス教育を実施している。
[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	平成25年4月1日の公益財団法人認定と同時に、当協会「会計規程」を整備し、「公益法人会計基準の運用指針（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会）」等の一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に準拠して処理することとしており、公認会計士契約を行い会計に関する指導・助言を得ており、決算については、監事3名による監査を実施している。
[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	日本スポーツ振興センター、日本スポーツ協会及び佐賀県等の補助金・委託金などを財源として実施する事業に関しては、各事業の交付要綱等に定められた規程を順守することとしており、当協会「会計規程」に則った事務処理と補助者・委託者の指示を得ながら、文書等については、当協会決裁規程に基づき決裁を行ったうえで、事業執行している。 また、事業の実施にあたっては、理事会・評議員会で事業計画及び予算の承認、事業終了後には、事業報告及び決算の承認を得ている。
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	理事会・評議員会で承認された事業計画・予算及び事業報告・決算については、当協会HP上で公開している。また、当協会では、「情報公開に関する規程」を整備しており、当協会が管理する情報の公開に関し必要な事項を定めている。
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選手選考に関しては、基本的に競技団体において、NFからの指導・助言に基づき行うものであるが、日本スポーツ協会から、令和2年8月6日付け第2回JSPO国体発第77号により発出された「国民体育大会における代表選手選考に関する指針について」で示されている指針の内容を十分配慮した選考が行われるように、関係競技団体会長あてに通知をしたところであり、この指針をもとに選考されることとなる。同指針については、当協会HP上で公表している。
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	ガバナンスコードの遵守状況について、当協会HPで公表している。
[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	当協会では、平成31年4月から名称を「公益財団法人佐賀県スポーツ協会」に改めるとともに、組織の中に「団体支援課」を設置し、加盟団体の相談窓口として組織運営や業務執行について、適切に自立して運営が行えるように、助言や支援を行っているところである。
[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	NFの地方組織（佐賀県内）については、当協会の加盟団体ともなっていることから、当協会においても、コンプライアンス研修会の開催や加盟団体の組織運営及び経理状況の確認と指導・助言を実施している。 また、当協会「加盟団体規程」において、役員名簿や事業計画及び予算、事業報告及び決算等に関する報告を義務付けており、適切な組織運営に資することとしている。